百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全について

■ 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯の保全の考え方

■ 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録

■世界文化遺産登録の目的

- ・世界文化遺産登録の目的は、地球上の貴重な遺産 を守り、次世代に継承するためのもの
- ・百舌鳥・古市古墳群は日本が世界に誇るべき貴重 な歴史遺産で、これを人類の宝として後世まで末 永く守り伝えるために、大阪府、堺市、羽曳野市、 藤井寺市の4者で世界文化遺産への登録をめざす ŧ,0

■百舌鳥・古市古墳群とは

- ・百舌鳥・古市古墳群は、ほぼ同時期に一体的に営 まれたもので、時期ごとに日本で最大級の古墳が 5世紀に交互に造営
- ・墳丘の長さでは、日本のトップテンのうち5基の 巨大前方後円墳が集中
- ・巨大前方後円墳とその周囲に中小古墳が位置する 様子は、古墳の規模や形状で被葬者の政治的・社 会的階層性を示すという日本独特の古墳造りに特 徴付けられた文化を表すもの

■ 百舌鳥古墳群の価値

1)世界文化遺産に値する巨大前方後円墳

・エジプト・クフ王のピラミッドや中国・秦の始皇 帝陵と並ぶ世界最大級の仁徳天皇陵古墳をはじ め、履中天皇陵古墳やニサンザイ古墳など、巨大 な前方後円墳が群を成している

2) 歴史的な保全の取組みと保存意識の成熟

- ・市街化の進展の中、古墳周辺を風致地区や第一種 低層住居専用地域に指定し、良好な住環境を保全
- ・大仙公園と一体となった豊かな自然環境を保全
- ・世界文化遺産登録に向けた取組みや、市民による 清掃活動などの取組みも活性化

(「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」を受けて) ■まちづくりの目的・効果、取組み

■まちづくりの目的・効果

- 歴史と文化を活かしたまちづくりの推進
- ・百舌鳥・古市古墳群の保護と次世代への継承

■まちづくりの取組み

- (1) みどりや水のうるおいのあるまちの形成
 - ・古墳周辺の景観への配慮(緩衝地帯の保全)
 - 古墳と調和したまちなみへの誘導(緩衝地帯の保全)
- ・ 古墳の確実な保存、管理

- (2) 快適で人にやさしいまちづくりの推進 ・ガイダンス施設の整備
- 大仙公園や周遊環境の整備
- 鉄道駅周辺や道路の整備
- ・周遊ルートの設定及びサインの整備 等

(3) 新たな魅力とにぎわいの創出

情報発信の推進

・豊かな歴史文化資源を活かした都市魅力の向上

・市民の誇りと郷土への愛着心の醸成

- ・他の市内歴史文化資源との連携
- ・近隣の世界遺産との連携

等

■ 百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全

■緩衝地帯とは

世界遺産に登録される資産の景観や環境を保全するために資産の周囲に設定される区域

■緩衝地帯の範囲の考え方

百舌鳥古墳群が群としてもつ顕著な普遍的価値(下記の6つの要素)を守るため適切 な範囲とし、その境界は道路や鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を基本とする。 ①墳丘・濠等の遺構、②墳丘の規模・形状の多様性、③前方後円墳の巨大性・特異 性、④巨大前方後円墳と陪塚の位置関係、⑤古墳群全体の分布、⑥古墳群の立地

■緩衝地帯の保全の必要性

- ・これまで、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境を維持するため、仁徳 天皇陵古墳周辺を風致地区に指定し、大仙公園の整備などを実施
- ・巨大前方後円墳の周囲を、第一種低層住居専用地域に指定し、低層住宅に よるゆとりと潤いある住宅地環境を形成

古墳群と調和したまちなみの保全と創出が必要

・これまでの取組みを継承しつつ、古墳群と調和したまちなみの形成に向け、 建築物等の景観形成が必要

建築物の高さ・形態意匠、屋外広告物を制限

- ・古墳の保護や古墳周辺の環境整備を進めるとともに、緩衝地帯においては、 建築物の高さや色彩などの形態意匠、屋外広告物の大きさや高さ等を制限 例)高層建築物、派手な色彩の建築物、巨大な屋外広告物
 - 〇 壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみを形成
 - 〇 豊かな歴史文化資源を活かした都市魅力の向上
 - 〇 市民の誇りと郷土への愛着心の醸成

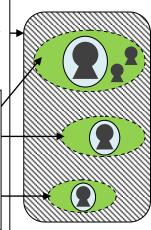
■緩衝地帯の保全の方針

■緩衝地帯の全域

- ○巨大前方後円墳周囲の視点場か らの眺望景観を保全
- ○巨大前方後円墳の雄大さが感じ られる景観を保全
- ○古墳群と調和した景観の形成

■巨大前方後円墳に隣接する区域 (資産近傍)

- ○巨大前方後円墳が周囲から浮 かび上がって見える景観を保
- ○古墳の静寂さを感じられる落 ち着いた景観を保全



(参考) 古墳の保存の考え方

【法による古墳の保護】【古墳群の保存管理計画の策定】

○陵 墓: 国有財産法等に基づき国(宮内庁)が管理 ⇒宮内庁による管理、静安と尊厳を保持

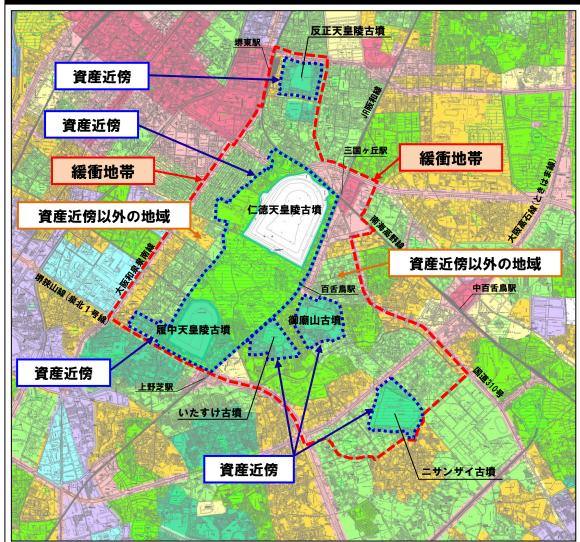
○他の古墳:国史跡への指定により保護・管理

⇒国史跡「百舌鳥古墳群」として指定 (いたすけ古墳など17基)

古墳の保存管理のあり方・計画について、国・地元自治体 で協議・調整

■ 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯における制限内容

■ 百舌鳥古墳群の緩衝地帯



≪凡例≫ ■ 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域

準工業地域

工業地域

公園・緑地

風致地区

■ 制限の内容(建築物)

■建築物の高さ

【制限の考え方】

- ○「資産近傍」: 低層建築物が主体となった地域であることから、これまでの制限を維持
- ○「資産近傍以外の地域」: 市街地景観の一体性の観点から、突出した高さの建築物の抑制と、巨大前方後円墳の巨大 さが感じられるよう周辺からの眺望を考慮し設定

【制限内容】

- 〇「資産近傍」: 10m 以下(第一種低層住居専用地域)・15m 以下(風致地区)
- ○「資産近傍以外の地域」: 31m以下(第一種低層住居専用地域以外の住居系用途地域、近隣商業地域)、45m以下(商業 ⇒新たな制限

※既存不適格建築物の建替えは、不適格部分を増加させない等の条件の下、最初の一回に限り可能

■建築物の形態意匠

【制限の考え方】

- ○「資産近傍」: これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、緑豊かな古墳と一体
 - となった景観形成に向け、全ての建築物(大規模・中規模・小規模建築物)について外壁の色彩基準 等を設定する。 ⇒新たな制限(中規模・小規模)
- 〇「資産近傍以外の地域」: 資産近傍を取り囲む地域であることから、高さ 10m を超える建築物 (大規模及び中規模建 築物)について、緑豊かな古墳群との調和に配慮した外壁の色彩基準等を設定する。

⇒新たな制限(中規模)

※大規模建築物 : 高さ 15m 超、地上 6 階以上、延べ面積 3,000 ㎡超 中規模建築物 : 高さ 10m 超、地上 4 階以上、延べ面積 500 m²超

小規模建築物 : 高さ 10m 以下、地上 4 階未満、延べ面積 500 m 以下

【制限の内容】

○色彩基準

	【考え方】景観計画の景観形成基準を踏襲する。			
	・ベースカラーの範囲は、下表のとおりとする。(自然素材を除く)			
大規模建築物	色相	明 度	彩度	
	YR(橙)系	6以上	4以下	
	R(赤)系、Y(黄)系	6以上	3以下	
	上記以外	6以上	2以下	
	無彩色	6以上	_	
	・サブカラーはベースカラーとの調和に配慮し、見付面積の 1/3 以下とする。			
	・アクセントカラーは見付面積の 1/20 以下とする。			
	【考え方】樹木の緑(明度4~6、彩度4~6)と調和する色彩とする。			
	・ベースカラーの範囲は、下表の範囲とする。(自然素材を除く)			
中規模建築物小規模建築物	色相	明 度	彩度	
	YR(橙)系	_	6以下	
	R(赤)系、Y(黄)系	_	4以下	
	上記以外	_	2以下	
	無彩色	_	_	

※屋根の色彩は、低明度、低彩度とし、壁面と調和した色彩とする。

- ○色彩基準と併せ、景観計画の景観形成基準に準じ、色彩基準以外の景観形成基準を定める。

 - ・地域特性に対する配慮事項 ・まちの特性に対する配慮事項 ・建築物の敷地に対する配慮事項

- ・建築物に対する配慮事項
- ・建築物の付帯設備に対する配慮事項

・アクセントカラーは小面積に抑える。

■ 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯における制限内容

■ 制限の内容(屋外広告物)

■屋外広告物許可基準

【制限の考え方】

屋外広告物は、情報の提供とともにまちの賑わいをもたらす役割をもっており、より広い範囲からの視認を目的に掲出される広告物も多く、その規模や掲出の仕方によっては景観の阻害につながる。また、当該地域は戸建住宅をはじめとする住宅地が大半を占める地域である。このことから、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮した屋外広告物の基準を設定する。

【制限内容】

- ○「資産近傍」及び「資産近傍以外の第一種低層住居専用地域」
 - ・禁止区域(掲出禁止(適用除外広告物除く))
- ○「資産近傍以外の地域」(第一種低層住居専用地域を除く)
 - ・屋上広告物は掲出禁止。自立広告物等については、住居系用途地域で掲出高さを6m以下、商業系用途地域で掲出高さを10m以下、それぞれに表示面積及び敷地内設置件数(自立広告塔)の上限を設定。住居系用途地域については、併せて壁面広告物の表示面積及び掲出高さの上限値を設定

⇒新たな制限

○自家用広告物以外(非自家用広告物)は掲出禁止(適用除外広告物除く)

⇒新たな制限

≪屋外広告物の規制基準≫

		住居系用途地域	商業系用途地域	
屋上	表示面積	. 相山林心		
広告物	高さ・幅	• <u>掲出禁止</u>		
壁面 広告物	表示面積	・1敷地あたりの表示面積の合計は 10㎡以内・取り付け面積の3分の1以内	・取り付け面積の3分の1以内	
	掲出高さ	地上から最上端までの距離は 6 m以内	_	
	その他	・縦:壁面の高さの範囲内 ・横:壁面の幅の範囲内 ・開口部はふさがない。		
自立広告 - 塔ほか	表示面積	1表示面につき5㎡以内かつ、総面積10㎡以内	1表示面につき10㎡以内 かつ、総面積20㎡以内	
	設置高さ	・<u>地上から最上端までの距離は</u>6 m以内	地上から最上端までの距離は 10m以内	
	その他	・1 敷地あたり2物件以内(自立広告塔)		
備 考 ・ <u>非自家用広告物は掲出禁止(適用除外広告物除く)</u>			(適用除外広告物除く)	

※下線部は新たな制限

※適用除外広告物

緩衝地帯の基準に適合するもののうち、

- ○自家用広告物で、表示面積が7 m²以内のもの
- ○他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- ○道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、公益法人又は自治会その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
- ○営利を目的としない広告物で、一定の要件を満たしているものなど

